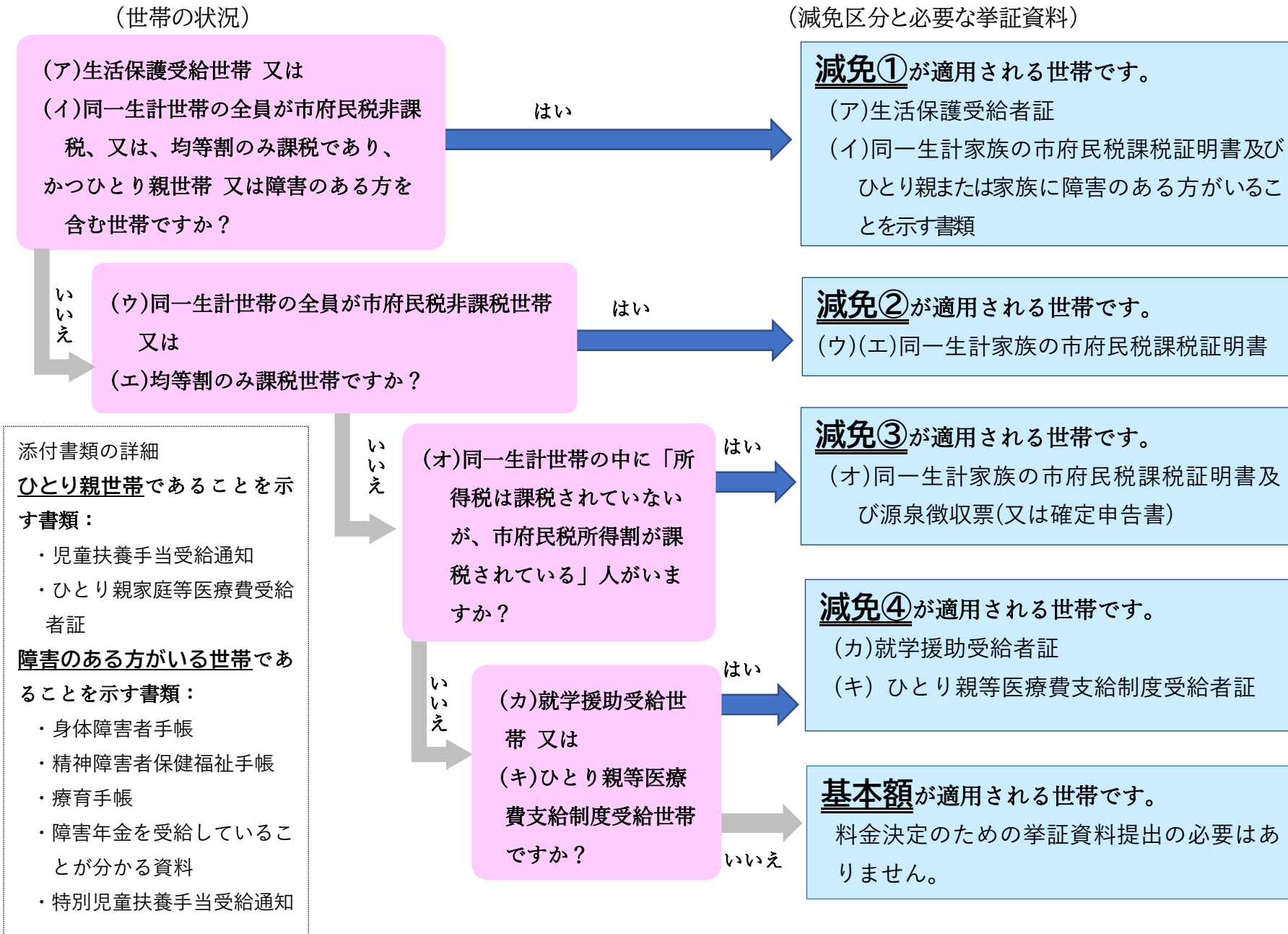


令和6年度 学童クラブ利用料金 減免判定の流れと必要な添付資料



- 添付書類の詳細
- ひとり親世帯**であることを示す書類：
- ・ 児童扶養手当受給通知
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給者証
- 障害のある方がいる世帯**であることを示す書類：
- ・ 身体障害者手帳
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 療育手帳
 - ・ 障害年金を受給していることが分かる資料
 - ・ 特別児童扶養手当受給通知

※左記の他に「家計急変に対する減免(直近3箇月の収入を示す挙証資料(給与明細・売上仕入記録等)の提出に基づき、市府民税・所得税の課税額を再算定します)」の制度があります。詳しくは「学童クラブ事業の利用料金について」をご覧ください。

京都市の放課後児童クラブ事業を同時利用される児童が2名以上の場合、2人目の利用料金は1人目の半額(100円未満切上げ)、3人目以降の料金は0円になります。

※左記の他に「家計急変に対する減免(直近3箇月の収入を示す挙証資料(給与明細・売上仕入記録等)の提出に基づき、市府民税・所得税の課税額を再算定します)」の制度があります。詳しくは「学童クラブ事業の利用料金について」をご覧ください。